

水先業務サービスの質の向上を 図るための方策について(案)

(事務局提出資料)

水先業務サービスの質の向上を図るための方策について（案）

～ 引受主体の品質管理、窓口業務の適正実施の確保等の必要性～

1. 水先業務サービスの質の向上を図る必要性

- 今般の制度改革に係る議論の整理としては、制度改革により、水先業務の運営主体のあり方の見直しを行い、安全の確保とともに、ユーザーに対する責務の確実な遂行、効率的で透明な実施の確保等を図ることを狙いとするものであると整理される。
- このため、水先業務の引受主体の法人化を認めることが適切であるが、この場合においても既に整理した通り、水先業務の実態や水先業務の性格から、個人事業主の存在も否定できないところであり、また、円滑かつ確実に引受が行われるよう、水先区における「取次窓口機能」の維持が必要である。
- 従って、制度改革の後において、各引受主体による安全な業務の遂行に万全を期すとともに、ユーザーに対する責務の確実な遂行や効率的で透明な業務運営を図り、かつ、全ての船社にとっての円滑かつ確実な引受の履行を確実に担保することが、制度改革全体のキーポイントとなるものと考えられる。
- このため、既に整理した、
 - ・ 水先業務運営主体の法人化
 - ・ 水先区毎の取次窓口機能の維持充実を前提に、更に制度改革の狙いとする諸点を万全なものとするためには、以下の各措置を併せ講じることが必要ではないかと考える。

（１）業務品質管理の必要性

各水先人が行う水先業務の業務品質管理（安全で効率的な業務の実施、ユーザーに対する責務の確実な遂行、透明な業務運営を担保すること）については、法人化された水先業務引受主体を認めることにより一定程度は向上が図られると考えられるところであるが、この場合においても、各法人が次の諸点を確実に履行できる体制等を備えていることが、当該法人の業務の円滑かつ確実な遂行に不可欠である。

- ・ 法人として引受け、契約責任を負うに値する体制を講じていること（法人としての意思決定体制の構築等）
- ・ 法人に属する各水先人が、その知識、技能等を発揮して個々の業務遂行に当たるに際しての適切な環境整備（連絡体制、水先艇等の整備その他業務実施共同体機能の円滑な発揮）

- ・ 法人として、第三者に対して賠償責任を負うような場合に備えた措置（保険等の付保、賠償資力を担保するための資金の確保策）
- ・ 特定のユーザー、船社に偏することなく、あまねく公正に業務を遂行する体制等

このため、引受法人がこれらの事項を踏まえた上で業務を開始するとともに、常に、これらの事項を達成することが、水先業務の公益性等の観点から望まれるところである。

また、法人化せず、個人として業務を行う水先人についてみれば、安全上の観点は試験、免許制度や、一定期間の免許更新制により確保するとしても、今回の制度改革の狙いの一層の発揮の見地からは、その業務運営のあり方について、引受法人と同様、一定の業務品質の向上を促すことが望まれるところである。

従って、今般の制度改革に伴い、引受主体に対し、上記の諸事項の遵守を促すシステムを併せ導入し、水先業務の品質管理向上を図ることが必要である。

（２）取次窓口業務の適正実施確保の必要性

一方、窓口業務での調整の重要性は前記の通り一層増大しており、更に、その調整機能は、等級免許制の導入や、ベイとハーバーの水先区の統合を実施する場合における免許の経過措置等により複雑化するとともに、水先業務の公益性に鑑みると、窓口業務での調整を公正に行うべき要請は一層増大している。

従って、今般の制度改革に伴い、水先人会の取次窓口機能の適正な監視のためのシステムを導入し、取次窓口機能の円滑かつ確実な発揮を確保することが必要である。

２．業務品質管理、取次窓口業務の適正実施を確実にを行うためのシステムのあり方

水先業務の品質管理等を確保するためのシステムをどのように導入するかについては、その公益的見地から、行政としても最終的な指導監督権を行使できるようにすることが必要であろうが、規制のあり方の観点、官と民の役割分担の観点を勘案し、先ずは、当事者として専門知識を有する水先人の自主的、自律的な機能として、確保することが可能か否かの検討が望まれるのではないか。

なお、この場合、これらの事項に加え、更に、事故対応の原因究明及び処分の自律的实施機能も、水先業務の適正実施のためには必要ではないかと考えられ、これらの実施体制についても検討を行うべきではないか。

以下、参考までに、これらの自律的機能確保のため、他の資格制度の例を掲げる。

【他の資格制度における自律的機能確保の仕組みの例】

○弁護士（弁護士法）

* 団体名：日本弁護士連合会

* 会 員：弁護士、弁護士法人、地方の弁護士会（弁護士、弁護士法人が会員）

* 機 能：資格審査、懲戒、過疎地弁護士対策、会員の品位保持等の監督 等

* 公的関与：最高裁判所による報告徴収権 等

○公認会計士（公認会計士法）

* 団体名：公認会計士協会

* 会 員：公認会計士、監査法人

* 機 能：資格審査、指導、連絡、会員の品位保持等の監督 等

* 公的関与：会則認可、報告徴収権、監督命令権 等

○税理士（税理士法）

* 団体名：日本税理士連合会

* 会 員：地方の税理士会（税理士、税理士法人が会員）

* 機 能：資格審査、指導、連絡、会員の品位保持等の監督 等

* 公的関与：会則認可、報告徴収権、勧告権 等

以 上